

委員会発案第 2 号

消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を
国に求める意見書の提出について

消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を求める
意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2
項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 17 日提出

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 佐 藤 健 司

(別紙)

消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を
求める意見書（案）

特定商取引に関する法律の平成 28 年改正の際、いわゆる 5 年後見直しが定められた。令和 4 年 12 月に同改正法の施行から 5 年の経過を迎えた。

令和 4 年版消費者白書によると、消費生活相談は 85.2 万件でここ 15 年ほど高止まりが続いており、特定商取引に関する法律の対象分野の相談は全体の 54.7%に上る。

そして、令和 3 年版消費者白書によれば、65 歳以上の高齢者の相談では、特定商取引に関する法律の対象取引分野のうち、訪問販売の割合が 13.0%、電話勧誘販売の割合が 8.9%であり、65 歳未満の割合の 2 倍を超えている。

さらに、令和 4 年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が 48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、令和 4 年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の 27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

マルチ取引は、20 歳代において高い比率を占めていて、令和 4 年 4 月の成年年齢の引下げにより、18 歳から 19 歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。

これらの被害に対処するために、特定商取引に関する法律の改正を強く求める。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリング・オフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

令和 5 年 3 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様

消費者庁長官 様

秋田県由利本荘市議会議長 伊藤 順 男